

令和7年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

議事録

1 日程等

(1) 日時

令和7年11月25日（火）午後2時30分から午後5時まで

(2) 場所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

→ 原案のとおり漁業調整規則の一部改正することを適當とする旨、答申することを決定

(2) 鹿児島海区漁場計画の変更について（諮問）

→ 原案のとおり漁場計画を変更することを適當とする旨、答申することを決定

(3) まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等をすることを適當とする旨、答申することを決定

(4) 知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針について（協議）

→ 原案のとおり知事許可漁業の制限措置等を見直しすることを決定

(5) 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）

→ 意見なし

(6) まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

令和7年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年11月25日(火) 午後2時30分から

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重信 雅彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野村 敬司	○
漁業者・漁業従事者委員	小崎 春海	○
漁業者・漁業従事者委員	増本 雄二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保 光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山下 伸吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鵜瀬 芳昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川畠 興文	○
学識経験委員	西 一樹	×
学識経験委員	(会長職務代理者第2位) 篤 昭仁	○
学識経験委員	久賀 みづ保	○
中立委員	前田 祝成	×
中立委員	前田 圭子	×
中立委員	久保 源一郎	×

(出席者) 11人

(欠席者) 4人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂 信明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村田 圭助
担当（水産振興課漁業調整係主事）	松山 英広
水産振興課漁業調整係技術主査	小路口 拡輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業監理係技術主査	保科 圭佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉田 悠馬

— 令和7年11月25日（火）午後2時30分開会 —

【開会】

○ 板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員15名中11名の出席をいただいており、鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第6条第1項に定める。定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

本日は傍聴人がおりますので、説明をさせていただきます。議事に入らせていただきますが、初めに事務局からお知らせです。

本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、まず、傍聴に関する手続き手順等について、事務局から説明し、委員会の委員の皆様の了解をいただいた後、会議を進行したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、傍聴の規定について説明いたします。

本委員会では、傍聴に関する規定は定められておりませんので、県議会の傍聴規定を参考に手続きを進行させていただきます。本委員会は、漁業法に基づき、公開となっております。

傍聴は自由ですが、傍聴手続きは、県議会傍聴規則等によります。

次に傍聴人へ説明する内容について説明します。傍聴人は、傍聴者名簿に住所、氏名、所定の事項を記入しなければなりません。傍聴については傍聴席で行うこととなります。傍聴は静粛を行い、次の事項を遵守してください。傍聴人は録音や、写真撮影等については、後に記録を公表することから、本日の委員会では、不許可とします。

傍聴人は議長の指示に従い、傍聴することとなります。

指示に従わないときは、議長の判断で退場させることも可能とします。

ということで、議長の方で今回の分についての傍聴に関して、皆さんのご意見を聞いてください。

○阿久根会長

ただいま、及び傍聴についての説明がありましたが、そのように行ってよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○事務局長

事務局からよろしいでしょうか。

今回は、議題4号の知事許可漁業の制限措置等の見直しに対し、見直しに係る対応方針という点と、あわせてその取扱方針のところの協議がございますが、そこについて傍聴したいということで伺っております。発言権はございませんし、委員会の議題については、前もって公示することとなっておりますので、状況、もしくはネット等々で、議題の内容は、今回は次はこういうのがあるんだということを周知してありますので、興味がある方は、議会手続きにのっとって傍聴してください。注意に従わない場合は、強制的に誰かからあったとかそういうことではなくて、公平に公示します。

それでは、傍聴人を入れることとします。

○阿久根議長

議事に入りますが、傍聴人の方がいらっしゃいますので、傍聴に関する注意事項を説明いたします。

○事務局長

傍聴の規定につきまして説明いたします。

本委員会では、傍聴に関する規定は定められておりませんので、県議会の傍聴規定を参考に手続きを進める、進めさせていただきます。本委員会は、漁業法に基づき、公開となっております。傍聴は自由ですが、傍聴手続きは、県議会傍聴規則により、進めています。

次に、傍聴人への説明内容です。傍聴人は傍聴者名簿に、住所、氏名等、所定の事項を記入してください。(記入されたということです。)

傍聴については傍聴席で行います。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守してください。傍聴人は、録音や写真撮影等については、後に記録を公表することから、本日の委員会では、不許可とします。

傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することになりますが、指示に従わない場合は、議長の判断で退場させることも可能としております。

傍聴人は発言はできませんので、ご注意をお願いいたします。

事務局からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○阿久根議長

傍聴人につきましては、ただいま事務局より説明がありましたので、私語を慎むように、また意見は言えませんので、それをわきまえてください。

○事務局長

事務局から、委員の皆様方への注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を終えた後に行うようにしてください。また発言の際は事務局がマイクをお渡します。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。
また、重信委員におかれましては別会合が予定されているということで、途中退席されることをお伝えしておきます。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

委員の皆様に注意事項として発言するときには挙手ということがありました。最初1回目、最初、手挙げたときに、挙手されて示されて、事務局より回答があった場合にも、さらにまた手を挙げて、マイクの音で言ってください。
1回手を挙げて話が、説明が終わったら、それに返す言葉で発言を求めずにはすることはよく見られますので、今後お互い気をつけたいと思いますので、事務、議事録等々、作成するにあたって、もし時間が必要であれば暫時休憩を持って話をさせますので、手短に簡潔にわかりやすく、お願いいいたします。
書き言葉売り言葉では話はしないでください。

最初、手を挙げた時に、挙手されて指名されて、事務局より回答があった場合にも、さらにまた手を挙げて、マイクの音で言ってください。1回手を挙げて話が、説明が終わったら、それに返す言葉で発言を求めずにはすることはよく見られますので、今後お互い気をつけたいと思いますので、議事録等々、作成するにあたって、もし時間が必要であれば暫時休憩を持って話をさせますので、手短に簡潔にわかりやすく、お願いいいたします。お互い気をつけましょう。

それでは、ただいまから第4回鹿児島海区漁業調整委員会を開きます。委員会を開く前に、関連ですので私と、野村委員と、TACにかかることで、博多に、1泊2日で、まず青物、それからいわし類。それから真鯛、が主でした。TACの説明を受けてきました。そして、鹿児島県は鹿児島県だけに、他県より強く、意見を言わせていただきました。それから、1週間後でしたかね、大分で連合海区の九州会長会議がありまして、出席しております。

それについてはですね、水産庁への要望事項とか、そういうことで事務局と一緒にやって、懇親の場で福岡の九州農政事務室長とかとも膝を合わせて、夜遅くまで話をさしていただきました。それなりに、思いは伝わったと思っております。

TACにつきましてはもう、あじ、さばは、なっておりますが、いわし類もなっております。

本件につきましては、ここにも多分出てくるであろうと思いますが、うるめとかをとる、まき網にもですが、北薩でさかんに行われている、オオキ網もござい

ます。またマダイについては、西薩、北薩含め薩摩半島西側で、落ち網とか、また、湾内では一本釣り多々、塩も鹿児島県にとっては主要業種の 1 つであります、ここ何年かの水あげの動向を見て、マグロと一緒に思ってください。

マグロが割り当てられたら、最初も削る、小さく割り当てられたら、なかなか増やすことはできないと。

だから自分が感じたのは、うるめ類にしても、真鯛にしても、ここ五、六年、みんなに頑張って、水あげしてもらって、鹿児島県の枠の数量を増やすことが大事だなと。あまり抑制して、制限・条件で縛りつけて、枠が小さくなりますと、将来、せっかく両方が生み出されたり、制限条件を緩和しても、万が一にも、トップがかかるようなことがあったら、後世の漁業者はかわいそうだなと思って感じたところでした。

それでは、関連するということで、お話しておきたいと思います。

世の中、上昇も減りました。前から言うように、少しでも、漁業が存続できるように、生業として生業とした漁業者が 1 人でも夢を持って働くようにするのがもう、今の、水産のあり方じゃないかなと。こんなでもいい、伝えておきましたので、今日の議題についても、皆さんよろしくお願ひいたします。

ただいまから第 4 回鹿児島海区漁業調整委員会を開きます。

それでは、議事録署名者について私から指名することでよろしいですか。

○委員

はい。

○阿久根議長

それでは今回は、山下委員と川畑委員にお願いいたします。いいですね。

○委員

はい。

○阿久根議長

それでは、まず議題 1、議題 1 は、鹿児島県漁業調整規則の一部改正についてです。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

推進第 522 号
令和 7 年 11 月 25 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙の通り変更したいので、漁業法括弧、昭和 24 年法律第 267 号、第 57 条第 5 項及び第 119 条第 8 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

推進第 522 号、令和 7 年 11 月 25 日、（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙の通り変更したいので、漁業法括弧、昭和 24 年法律第 267 号、第 57 条第 5 項及び第 119 条第 8 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

漁業調整規則は漁業法と水産資源保護法を根拠にした都道府県ごとに制定する規則です。漁業調整規則の中で、知事許可漁業の手続きであったり、採捕のルールまたは禁漁期間や、そういうものが定められております。

それでは、概要資料で説明させていただきますが、まず、イメージをいただきたいですので、13 ページをお開きください。県漁業調整規則に係る許可証のデジタル化という資料です。

今回の改正は、許可証の記載事項についての改正となります。
漁業許可証は、漁業調整規則第 24 条により、記載すべき事項が定められております。漁業種類であったり、操業区域であったり漁業時期であったり、氏名、住所等です。

今回の改正では、その記載事項を 2 次元コードに記載を変えて、それがスマートフォン等で読み取って、許可内容が表示できれば許可証への記載に変えら

れるというふうにするものです。

具体的には、資料の通り、稚うなぎ漁業許可書、A6 サイズ、はがきサイズから、免許証サイズに小型化をして、形態義務があり、携帯性を向上させようとしております。もし改正しない場合は、とても小さい文字で、すごく多く記載されることになりますので、2 次元コードに情報を集約しようというものです。あわせて、今年 12 月から、シラスウナギが水産流通適正化法の対象となります。トレーサビリティが求められるようになります。採捕者、集荷人の方々が、事務が増えてしまうということになりますが、取引記録トレーサビリティの記録が、簡単に保存できるように国が主導して、トレーサビリティーシステムというのを開発しております。全国で運用が今年から開始されますが、このシステムと連動しまして、この許可証に記載した 2 次元コードで本人の認証ができるように、合わせて行うという仕組みになっております。

許可証の現在のイメージを今から回させていただきますので、参考までにご覧いただければと思います。

それでは、3 ページ、概要資料にお戻りください。今、ご説明した背景の元、まず改正の理由です。許可証を小型化し、利便性を向上させるために、許可証の記載事項を 2 次元コードで表示されるときは、許可書への記載を変えられることができるというふうにするものです。

続いて、改正の内容です。具体的には、規則第 24 条に、許可証への記載事項が電磁的方法により記録され、電磁計算機等を用いて表示されるときは、当該記録をもって、許可証に変えることができるという項を追加するものです。また、規則 32 条に基づく内水面の採捕許可であるとか、第 48 条に基づく特別採捕許可も同じように、仕組みが適用できるように、準用する規定を追加いたします。

続いて施行期日です。この改正が適用される日は、公布日の日からというふうにしております。今のところ 12 月末を公布の予定としております。

続いて、経過措置です。経過措置はできるようとするという規定ですので、公布の日から施行して支障はないため、必要ないというふうに整理しております。

最後に、その他の改正です。鹿児島県公文書の濁点はですね特典は、カンマだったんですけども、国の公文書に合わせるため、令和 8 年の 4 月から、点に改めるという改正になります。5 ページからは、改正の新旧対照表を 11、12 ページは、公布の案。14 ページは参考規定の抜粋となります。後程お目通しいただければと思います。説明は以上となります。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様方からご意見、ご質問ござりますか。

○篤委員

はい。ちょっと教えてください。改正なんんですけど、これは県知事許可漁業は全部こうなるということ理解でいいですか。

○阿久根議長

はい事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。今のところですね、この適用が適用されるのは、稚うなぎ漁業というふうに考えております。もちろん今後、例えば漁船漁業の許可証も、そういうふうな記載ぶりの方が好ましいというか、望ましいというふうに、ご意見が出てくれば、できるという規定ですので、こういうふうにQRコードに変えるというのをやっていくのも、やぶさかではないと考えておりますが、今のところ、我々の方で想定しているのは、稚うなぎ漁業のみということになります。

○篤委員

はい。ありがとうございます。ということで、できる規定なんですね。わかりました。

○阿久根議長

はい、じゃあ野村委員。

○野村委員

法人の場合も、その代表の写真か何か、会社でするところがあるのですか。

○事務局（小路口技術主査）

現在は、稚うなぎ漁業の許可は、個人だけですので、法人の方への許可というのは現状ございません。

○阿久根議長

他に委員の皆様方からご意見ご質問ございますか。それでは特ないようですが、議題1の鹿児島県漁業調整規則の一部改正については、原案の通り定めることが適当である旨、答申することによろしいですか。

○委員

はい。

○阿久根議長

それではそのように答申することに決定いたします。

続きまして議題2。議題2は、鹿児島海区漁場計画の変更です。これも諮問事項です。本議題は、公聴会を開催することとなっております。諮問事項に関するご意見、ご質問等は、公聴会終了後にまとめてお受けすることとしてよろしいですか。

○委員

はい。

○阿久根議長

それではそのように、いたしますが、公聴会を開催するにあたり、鹿児島海区漁業調整委員会事務局で規定に基づき、公聴会の議長を選定いたします。

公聴会議長も私は詰めてよろしいですか。

○委員

はい。

○阿久根議長

それでは、私が議長を続けることにいたします。

まず、時間になって公聴人ありますか。おりませんね。傍聴人と公聴人は違いますので、今回のこの件につきましての公聴人は、なしということで、それでは、一時、委員会を中断し、公聴会を開催しますが、公聴会の受付がありませんでしたので、このまま委員会を続行します。

それでは県執行部から説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。引き続きまして漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。資料2をご覧ください鹿児島海区漁場計画の変更についてです。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

1ページをご覧ください。

水振第523号
令和7年11月25日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

鹿児島海区漁場計画の変更について(諮問)

このことについて、別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項で準用する第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるます。

水振第523号、令和7年11月25日、(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島海区漁場計画の変更について(諮問)も、このことについて、別紙の通り変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項で準用する、第4項の規定に基づき、委員会の意見を求めるます。

概要資料で説明しますので、3ページをお開きください。

まず、海区漁場計画についてですが、漁業法第62条に基づきまして、都道府県知事が5年ごとに定めるものと規定されております。

この海区漁場計画を定めた後、計画に即した漁業権を免許するということとなっております。漁業権の免許は、この海区漁場計画を事前に定める必要があるということです。通常ですと、漁業権の一斉切り換えのタイミングで定めるのですが、海洋系のか、海洋環境の変化や、漁場利用の高度化を促進するため、5年の期間によらず、海区漁場計画を変更し、漁業権の途中免許や免許内容の変更を行うことが可能となっております。

なお、海区漁場計画の変更は策定と同じ手順を踏む必要があります。

今回ですね、鹿児島県漁協、山川町漁協、甑島漁協から途中免許或いは、免許内

容の変更の要望があり、鹿児島海区漁場計画の変更の諮問を行うものです。

1の目的は、端的に記載しておりますが、背景と目的は以上になります。

続いて、2の漁場計画か変更の概要についてですが3点ございます。

4ページから6ページの変更の箇所と7ページから9ページの漁業権の連絡図を見比べるとわかりやすいかなと思います。

まず(1)共同漁業権の鹿共第77号と第566号の新たな免許となります。

これは、もともと共同漁業の鹿共第15号と、つきいそ漁業の鹿共第501号を羽島漁協に免許しておりましたが、羽島漁協が解散し、漁業権が放棄されております。同じ漁場に免許を受けたいと鹿児島県漁協から要望があり、放棄された漁場を免許することは、制度上できないため新たに海区漁場計画に追加するというものです。なお羽島地区での漁業者に事前にヒアリングを行いまして、コース、行使実態がない。第二種共同漁業、いかたて網漁業、雑魚たて干し網漁業は削除しておりますが、それ以外の漁業であったり、漁場位置は同様となっております。

続いて(2)区画漁業権でございます。魚類養殖について、甑島漁協に免許した鹿特区魚第43号についてです。この漁場はクロマグロ養殖の漁場ですが、第44号の浦内漁場において、今年春に赤潮が発生したため、被害リスクを低減するため、第43号の稚うなぎの漁場を区域を広げ、生け簀を移動するというものです。最後に、イのかき養殖について、もともと山川町漁協がバスケット式のカキ養殖を試験しており、成長がよく、商業ベースに移していくため、免許の要望があつたものです。区画は山川漁港1ヶ所と、ちょうがみず港の2ヶ所となります。

連絡図の方にですね、バスケット養殖とあつたり、あとは甑島の浦内漁場と中甑の図であつたり、いちき串木野市の羽島漁協の図を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続いて3、パブリックコメントを公益協議の結果についてです。事前に海区漁場計画の変更に際し、パブリックコメント、関係機関への公益協議を行った結果、9月8日から10月7日まで、パブリックコメントに関しては、特段の意見はなく、海上保安部、関係市町村へ広域協議を行った結果、特段の支障はない回答を終えています。

最後に、今後のスケジュールについてです。

本日、委員会から、原案の通り承認いただけましたら、12月に県庁ホームページにおいて公示をしまして、漁業権の変更、新規免許の申請の受け付けを開始いたします。

2月に開催される鹿児島海区漁業調整委員会にて、改めて免許について諮問をさせていただき、そこで、また承認をいただきましたら、3月に免許するというスケジュールとなります。

後ろ4ページ以降は参考資料ですので、根拠の法令も添付しておりますので、

後程お目通しいただければと思います。

なお、本日は公聴会開催ありませんでしたが、公聴会は漁業法第64条第5項に基づき、海区漁業調整委員会は公聴会を開催し都道府県知事へ答申することとなっております。説明は以上になります。

○阿久根議長

ただいま、事務局から説明が終わりました。
委員の皆様方からご意見、ご質問ございますか。

○野村委員

はい。この餌島の、これは44号も生かしたまま、43号ということですか。

○阿久根議長

はい。事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。44号を生かしたまま、43号の区域を拡大するというものです。
ただ、44号は、条件で生け簀の台数というのがされてますので、44号の条件で、
生簀の台数を減らして、中越基準漁場をふやすという手続きをまた改めて、委員会の方に協議をさせていただく予定としております。

○阿久根議長

他の委員の皆様から、ご意見ご質問ございますか。

○篤委員

はい。

山川漁協の、カキ養殖なんですけども、新規漁場だと思うんですが、これチャレンジするというふうに書かれてるんですけど、全然このチャレンジっていうか試験的なものは何もやらずに、今から挑戦するということなんでしょうか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。山川町漁協はですね、2年前からですね、試験養殖の方を行っておりまして、規模をですね、そんなに商業ベースではない形でやっております。

それを商業ベースに移すということは、チャレンジですので、そういう意味で記載をさせていただいております。

○篤委員

はい。わかりました。

○阿久根議長

はい。他にありますか。

念のために私から 1 点。どうも羽島沖の共同漁業権について始まっている解散に伴って、漁業権はほぼ法域なくなったわけですがこれは新しく、作るために今回こういう手続きをする。鹿児島県漁協がそれを或いは鹿児島県漁協の共同漁業権にするという意味でいいですか。

○事務局（小路口技術主査）

はい。現状ですね、この手続きとしては、この後、免許についての申請を受け付けるという公示をしますので、誰に免許するのかというのは現時点では定まっておりません。

もともとこの漁場計画、漁業権免許受けたいと要望が県漁協からあったので、こういうプロセスを踏んでおりますが、現時点で鹿児島県漁協に免許するということは、決まってるものではないです。

○阿久根議長

それでいいですか。それでは複数あった場合、例えば、それはこの委員会で、決定するのか。どうでしょう。

○事務局（小路口技術主査）

はい。もちろんその複数の申請というのを排除するものではありません。ただですね、漁業権の免許には適格性というものがございまして、関係地区、羽島地域にですね、居住している業者の方々が所属する団体に免許するという形になっておりますので、当然全く関係ない団体ですね、申請をしてきても適格性のところで、適格性がないということで、より適格性があるところに免許するという形になります。

○阿久根議長

羽島漁協自体は、解散されたわけで、その残ったご組合員という方々は、今の解釈によると鹿児島県漁協の組合員に加入しておれば、鹿児島県漁協の組合員

として、羽島、旧羽島地区に今設けて住所があるということならわかるんですが、組合の加入がない場合には、羽島地区の方々には組合という構成ができなくなつて放棄したわけだから、鹿児島県漁協に、なんでその組合員にもしなつておれば、鹿児島県漁協が住所を有する組合員がいるからということになるだらうけど、そこをもう少し丁寧に、皆さんに教えていただきたいなと私も素直に思った上で質問します。

○事務局（小路口技術主査）

ちょっと事実を言いますと、実際羽島漁協の方が解散をするという手続きに入る前に、羽島地区の漁業者の方々は県漁協に加入をしております。

○阿久根議長

そこは、事前に言えなかつたのかもしれないけど、そこはわからないと。県漁協と羽島地区というの結びつきが組合になつてないのであれば、何ら権利も許さないと、例えば隣の川内市漁協さんの積極予算でもいい。欲しいからって、そこはうちが申し込む隣接だからうちが手を上げるつてもし来た場合には、鹿児島県漁協も、隣接漁協も例えばうちの加世田でも欲しいて言つたら、その権利が同等になるので、そこをちゃんとわかってないと委員の皆様方も。ということで、念のための意見を求めたところでした。
それでは、他にないですね。

○委員

はい。

○阿久根議長

それでは、議題2、議題2につきましては、特にご意見もないようですので、原案の通り定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

○委員

はい。

○阿久根議長

では、そのように答申することに決定します。

議題3。議題3は、先ほどちょっと私が話しましたものとも関連しますし、議題4の今後のあり方に給与のあり方についても関連すると思います。

議題3まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめい

わし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等についてです。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（保科技術主査）

はい。漁業管理係の保科です。資料3に基づいて説明いたします。座って説明いたします。

まず、1枚めくっていただきて、1枚目に、本日は諮問事項ですので、諮問文をつけております。

読み上げます。

水振第535号
令和7年11月25日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群うるめいわし対馬暖流系群及び、まだい日本海西部東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、別紙1の通り本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき、委員会の意見を求めます。また、同管理の年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取り扱いとして、同条第5項において準用する第2項に基づき、貴委員会の意見をあわせて求めます。

推進第535号、令和7年11月25日、水産振興課扱い、鹿児島海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、まあじ・まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及び、まだい日本海西部東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について、（諮問）

このことについて、別紙1の通り本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、委員会の意見を求めます。

また、同管理の年度における知事管理漁獲可能量の変更について。

別紙 2 の取り扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき、委員会の意見をあわせて求めます。

それでは、めくっていただきまして資料 1 ページ目をお願いします。

次から今回令和 8 管理年度の設定に関する諮問でございます。

内容としましては、令和 8 関連度、これらの業種で言いますと、令和 8 年の 1 月から、12 月末までの管理となります。こちらの都道府県業別の漁獲可能量の当初配分案が国の方から定めがすでに示されましたので、自維管理区分に配分するというものです。

2 番の知事管理漁獲可能量の設定。以下、業種ごとにそれぞれ説明をしていきます。

まず(1)番まあじ、本県に配分された漁獲可能量としては、3,600 トンという数字が出ております。この配分方法については県の資源管理方針の別紙に定めておりますが、読み上げますと本県に配分された漁獲可能量のうち、概ね 9 割を当該管理エンドの前々年度までの 3 カ年間への漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの地域管理区分に按分し、残り概ね 1 割を本県の留保額とするとしております。

具体的な分け方としましては、中段の表にあります通り、令和 4,5,6 年度のまき網そしてその他の漁業の管理区分ごとの漁獲量を 3 カ年間で平均をいたしまして、そこから獲られた配分比率を掛けて、数量を出すというものでございます。配分比率は、まき網マアジ漁業が 76.6%，その他のまあじ漁業が 23.4%となっております。

その結果、③番の知事管理漁獲可能量の設定の表にありますとおり、まき網まあじ休業が 2,400 トン。その他の事業が現行水準ですが、目安数量 800 トン、県留保枠が 400 トン、合計 3,600 トンといった数値となりました。

続いて 2 ページ目をお願いします。2 ページ目の一番上(2)番、まいわし対馬暖流系群です。こちらについては、5,000 トンという数字の提示がございました。方法については、先ほど説明いたしましたマアジと同様となっております。中段の表にある、まき網まいわし漁業が 89.8%，その他のまいわし漁業が 10.2% となっております。

この結果③番の知事管理漁獲可能量の設定の表にあります通り、まき網まいわし漁業が 4,000 トン、その他のまいわし企業が、現行水準目安数量 500 トン、県留保が 500 トン、合計 5,000 トン、なっております。

ただ、まいわしについてはですね、令和 7 年の 11 月 19 日時点で約 8,000 トンの漁獲が、本県でもあるような状況です。

今年度も同様の対応であったんですが、関係県と連携をして国留保枠から追加配分いただくとか、あとは他の余っている県から融通をいただくとか、そういうことをしまして、本県内での漁業が止まらないようにしていきたいと考えております。

では続いて（3）番かたくちいわし対馬暖流系群でございます。

こちらについては、令和6年の1月から、ステップアップ管理のうちのステップ1が始まったところでございます。ステップ1というのはですね、都道府県ごとの配分はありません。国のA系群ごとの一括管理となります。その前、表の中で15,000トンの内数という数字が出ているんですが、この数量超過しても停止はないということで、実質的には、目安医療に近い考え方での管理となります。このステップ1の管理がですね、令和8管理年度も継続されるということになっておりまして、要因としましては、上振れ対策が今できていないということで、今年度と同様のステップ1の管理を令和8年度も行うということとなっております。

配分するについては、先ほど簡単に触れましたが、15,000トンの内数となっておりまして、県の資源管理方針上も全量当該知事管理区分に配分するとしております。

設定の仕方としましては、鹿児島県かたくちいわし漁業に15,000トンの内数というような数字が入ってくることになります。

3ページ目をお願いします。3ページ目が、うるめいわしの対馬暖流系群となります。こちらもかたくちいわしと同様に、令和6年1月からステップ1の管理が始まっています。

こちらも同様にですね、上振れ対策が十分ではないというところから、令和8管理年度においてもステップ1が継続されるということになっております。

配分数量としましては、58,000トンの内数ということになります。

続いて（5）番、まだい日本海西部東シナ海系群です。

こちらについては、令和7年の1月から、ステップ1の管理が始まっているところです。

ステップ1はですね、先ほど申し上げた通り漁獲量の報告体制を整えるという機会になるんですが、まだいについては、さらに獲られたデータをもとに関係都道府県事務局等で具体的な管理の課題や方策について議論した上で次に進むということになっておりましたので、ステップ2は、令和8年は入らず令和8関連年度においてもステップ1が継続されるということになっております。

数量については、6,730トンの内数ということで、鹿児島県の知事管理漁獲可能量も鹿児島現場大漁業が6730トンの内数といった書きぶりとなっております。それでは、続いて今年度のマアジマイワシの漁獲可能量の変更について取り扱

いを説明いたしたいので4ページ目をお願いします。

4ページ目右肩上に別紙2と書かれてる資料です。まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和8年度における知事管理漁獲可能量の変更について、ということです。内容をかいつまんで説明いたしますと、本県の漁獲可能量が増えるとき減る時、それぞれどういった取り扱いをするかということが記載されております。内容としましては、令和7管理年度から全く変更はございません。

では、具体的な取り扱いについて説明をいたします。

背景については今、説明をいたしまして、中段の方に県資源管理方針の別紙1-1、1-2、それぞれ、まあじとまいわしを記載した部分でございますが、それについての抜粋文を記載しております。太字そしてアンダーラインで書かれているところですが、まず上方ですね、農林水産大臣からの国留保枠からの配分があった場合は、当該管理年度当初に漁獲可能量を管理区分ごとに案分した比率で、追加された数量も案分するということ。そして、下方の下線部ですが、県内1管理区分間や他県等との融通により、知事管理漁獲可能量が変更される場合は、あらかじめ鹿児島熊毛海区漁業調整委員会に意見を定め、聞いて定めた方法により知事管理区分の配分数量を変更すると。こういった具体的な記載がございます。

この具体的な取り扱いとしましては、2番をご覧ください。

2番の(1)本県への追加配分または他県から融通を受ける場合、これはすなわち本県の漁獲可能量が増える場合の取り扱いとなります。

こちらについては、当初に漁獲可能量を管理区分ごとに案分した比率で追加配分についても按分をすると、また現行の水準についても同じような取り扱いをするということとしております。

(2)番。他県等へ融通する場合、こちらは本県から他県に渡す場合、つまり本県の漁獲パネルを減らして、相手方を増やす場合となります。配分を受けるものの合意があった場合は、当該配分から合意があった数量を減じまして、農林水産大臣等へ届け出るということとしております。

最後(3)番。こういった場合の海区漁業調整委員会の報告については、まずは県ホームページ、そして県公報によって、遅滞なく公表いたしまして、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告することとさせていただきたいと思います。

その他について、これ以外の変更方法については、それぞれの海区の意見を聞いてから変更を行うこととさせていただきたいと思います。

それでは、すいません。3ページ目の今後の予定について説明いたしますので、3ページ目にお戻りください。3番今後の予定ですね、ただいま説明申し上げた内容についてはですね、関係漁業調整委員会へ諮問、答申をいただきまして、農

林水産大臣の承認終えた後に、県ホームページ、県公報によって公表をいたす予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がございました。委員の皆様方から、意見、ご質問等ございますか。はい、重信委員。

○重信委員

はい。すいません。事務局もう単純な話なんですけど、今更なんですけど、北海道で、するめが取り過ぎて、漁獲停止になった。とニュースでやってますよね。TAC をしてもその魚の形態っていうのは、人間の把握できるもんじゃないと私は思うんですよ。その中で、まいわしとか、いわば、いろんな魚を自分たちでTAC を作って漁獲停止になるって、そこのメンバーに入ってる自分が情けないんですね。私自身がですよ、人間がたかが人間ですよ。生きても 100 年です。地球は、何を食って生きてる。その自然を相手に何なのこの TAC はって。自分たちの首絞めるだけじゃないですか。

もう 1 点は、たいのことが最後でましたけど、これ遊漁船は、どうなったんですか。説明も何もなくて、また、TAC の話になってきてる。会長、何かあったんですか。

○阿久根議長

私から、今までにつきましては、先ほど言ったように福岡で水産庁資源管理のそれぞれの監視係とか、私もたちも出ましてですね。それから研究している長崎のところの、その方々も出まして、何回も何年も、今度強く意見を言ってここまで引っ張ってきたんですが、遊漁船対策についても、私が、もう去年も今年も、いろんな傍聴人のいる中で、毎年とかごうち網が多いですから、すごく福岡の人たちがたくさん漁業者が来てます。特に、まだいぐらいです。傍聴人がたくさん来るのは。福岡草国際センターである質問があるところであった時は、満員でした。

福岡、長崎、離島からも、その中で私は鹿児島県は 1 人でしたが、一番強く、意見を言わしていただいたんですが、その中で今、重信委員が言われるように、遊漁者の把握、これについても今回もすごく意見を言って、その結果、ステップツーに進むことが一応できなかったと。そこを普通だったらステップ 2 にドーン工程表でいくはずなんですが、これをクリアせずに、漁業者にどう説明するのですとかと。我々業者が、制限条件の、後程ありますが、例えばごち網にしたら、制限条件の中でがんじがらめで許可の中で制限して、言えば許可の中で、もう

TAC より強い制限をかけて、やっと 10 年ぐらい前に西薩で一部開放がありましたよね。私たちのところで。それでも制限条件だらけ。糸島とかあっちでも制限条件だらけ。もっと二隻ごちとかありますから、もう規模はでかいんですけど。どこの県も制限条件の中で、その種漁獲されたものを資源評価として、海の中の資源はこんだけなんだと。わかりますよね。とった魚で資源評価してるわけだから。私が言ったのは、この県の中で市も制限条件だけで、思うように操業させてないんだから、ある意味鹿児島県は、後程出ると思いますが、きびなごに対する駆除という言葉をもって、さし網をやらしてくれという要望が、2 度出てますよというのも、福岡でも言いました。

皆さんご存じの通り今、北の方で何ですか、ホタテの稚貝をまだいが食い潰して稚貝が育たずに全滅してるというのがテレビで出ましたよね。そういうのがたくさんあるんですよね。だから、資源は住宅にあっても、それを漁獲対象物としてとらして、思うようにとらえてないんだから。あんたがたが海に潜ってみたのかと。人間は、まだ制限条件かけるのは妥当じゃないんじゃないかと、お願いしているのに、魚にあなた方は頼まれたのかと。あなたたちは魚に頼まれたのって言うぐらいの意見ですね、ステップ 2 には、今回も進んでおりませんが、近い将来このステップ 1 は、鹿児島県が大体どれぐらいずつ毎年とってくるのかなと。その中の制限をどんだけかけるかの今、情報収集だと思ってください。それがある程度固まつたらですよ、鹿児島県は何割とか。あわよくば 80% で止めようかと。一旦、国が保留枠を持つちゃって、その分を鹿児島県にちょっと譲つてやろうか。というような国主導の形になっていくんじゃないかなと。

だから先ほど言ったように、漁業者が生き延びるために、この TAC も含めて、漁業を存続させ、漁業者が、思う存分働くようなやっぱ、見直しを、集約しなきやいけないということで三、四年かかっていろんな動きがあるのは皆さんにこの前ご説明した通りです。だからこそ、本当に重信委員とみんな同じ意見なんで、こういう交通すっとけっていうのはみんな一緒だと思います。

県の職員も一緒だと思いますのでわかってくださいね。

○重信委員

はい。いや、いいんですけど、日本はですよ。TAC を決めますよ。北海道はスルメイカがもう出荷停止ですよ。まあじ。何もかもが出荷停止になつたら、これ市場も困りますよね。市場もですよ、我々味を一番に売れなくなるわけですね。おかしいと思いませんか。今更の話なんだけどおかしいと思う。

○阿久根議長

はい。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○阿久根議長

じゃあ、再開いたします。

議題 3 につきましては、ご意見ご質問ございませんね。

○委員

はい。

○阿久根委員

それでは、特に意見がないようですので、議題 3 のまあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等については、原案の通り定めることが適當なのである旨、答申してよろしいですか。

それでは、この長文の通り答申することに決定します。

続きまして関連にもなりますが、今後の鹿児島県の漁業のあり方についてをまた皆さんと考えていきたいと思います。

議題 4 は、知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針についてです。また、議題 5 の漁業許可等に関する取り扱い方針についても関連があるということですので、一括して取り扱いと思いしたいと思いますが、いずれも協議事項ですので、県執行部からの説明をお願いします。

○事務局次長

はい。漁業調整係の村田です。

議題の 4 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について、あわせて関連がございますので議題の 5。営業許可等に関する取り扱い方針について、あわせてご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず資料の 1 ページをお開きください。

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針についてということで、この件に関しては、令和 7 年の 1 月 29 日開催の第 6 回鹿児島海区漁業調整委員会において、本県漁業、漁船漁業が置かれ置かれている状況を委員会にご説明いたしました、いわゆる漁船漁業の緊急事態としてですね、県が指導する形で制限措置等の見直しについて進めていくという旨の説明を行ったところです。

鹿児島海区の委員の皆様においては、皆見直しの必要性ですか、方向性及び試験操業で対応することについて概ね方向性については、ご了承いただいたと

認識しております。

その後漁協などへの要望微収や取りまとめ、現地ヒアリングなどを進めまして、6月16日、第2回の委員会。8月21日、第3回の委員会で要望内容の報告を行ったところでございます。

今回、要望の対応方法など、対応方針の案について、検討しましたのでその内容についてご協議をお願いしたいと思います。

資料の1と2背景とこれまでの経緯については、ただいま説明した通りです。

3の対応方針案のところでございます。

まず(1)の制限措置等の変更を伴う要望に対する基本的な考え方についてです。6つの項目を作成しております。

まず1つ目に、検討の対象となる要望の前提条件を示しております。

今回の検討では、TAC業種が旅客の多くを占めている漁業種類、或いは、資源管理協定が締結されている漁業種類、これらを対象とします。

具体的にはTACに関しては、東類やまだいがTAC管理されており、中型まき網や棒受け網、ごち網などが該当します。また、県内漁業で資源管理協定が結ばれているものについては、小型エビ類やつき被害などがあります。これらに該当する漁業種類を検討の対象とする前提としております。

2つ目に、要望への対応を検討する際の事前確認についてです。ここに記載の内容については、いきなりその許可内容を変更するのではなく、原則として、まず試験操業を行いまして、漁業調整の課題、実際の操業状況を確認した上で、本許可での対応を検討しますということが書いてございます。

3つ目に例外的な扱いについてです。

要望があった段階ですでに調整が漁業調整が整っていることが確認されている要望については、試験操業省略しまして、そのまま許可の内容変更許可の内容の変更を行います。

4つ目に現行制度で対応できる要望への対処です。

現行制度の範囲内で対応可能なものについては、速やかに必要な手続きの指導を行うこととしております。

5つ目に船舶総トン数の制限についてです。

TAC業種が多くを占める漁業種類については、この船舶総トン数の制限を撤廃します。漁獲量が数量管理されているものについては、自由度を高め、安全性や担い手の確保等につなげていきたいと考えているところです。

最後に6つ目です。主力馬力制限についての考え方です。漁業許可等の取りかえ、取り扱い方針、この中において、主機馬力と船舶総トン数の両方に制限がある漁業種類というのがございます。そもそも、船の大きさから規模以上の式を積むことはできないことから、両方の制限のある漁業処理については、一方の主機

ば駆制限を撤廃することとしております。

以上が制限措置の変更伴う要望に対する基本的な考え方になります。

続きまして裏面です。裏面 2 ページ目をお開きください。試験操業実施に関する方針について説明いたします。

まず、試験操業の実施方法です。試験操業は、個人ごとに発出する特別採捕許可に基づいて実施いたします。特にエース操業区域の変更や禁漁期の変更を伴う、ごち網漁業の試験操業については、操業位置の性格、操業位置を正確に把握し、適正な操業を徹底する必要があります。このため I / S の設置及び常時作動を必須の条件とします。

次に試験操業の期間についてです。試験操業の実施期間は、1 年以内とします。その結果を踏まえまして、本許可へ移行するかどうかを県で検討し、鹿児島海区漁業調整委員会で協議することとしております。また、試験操業の継続については、漁業調整上の課題が残っている場合や操業状況の確認を継続する必要がある場合は、改めて特別採捕許可を発行し、試験操業を継続します。

最後に、違反が発覚した場合の対応です。試験操業の期間中に漁業関係法令の違反が確認された場合は、その違反者については、試験操業を中断します。

次に 4 の対応方針の検討方法についてです。まず、1 点目としまして本日の委員会では先ほど、私が説明した対応方針案の基本的な考え方について、皆様にご確認をいただきます。

次に 2 点目としまして、別紙のカラー刷りの資料に、漁業種類ごとの対応方針の案について示しておりますので、漁業種類ごとに、説明を聞いていただいた後にそれぞれご議論いただきまして論点や課題を整理したいと思っております。本日は、ここまでを委員会で協議いただきます。

委員会後の話になりますけど 3 点目としまして、本日、整理した運転や課題、これらを踏まえまして利害関係者から意見を伺うこととしております。具体的には、対応方針及び試験操業の概要について、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの実施通知文については、鹿児島間海区管内のすべての漁協へ送付する予定としております。

4 点目としましてこ本日の海区の委員会やパブコメで意見が寄せられた案件については、必要に応じて個別のヒアリング等を行い、その結果を海区委員の方へ報告した上で公表したいと考えております。

これについては、令和 8 年 1 月以降の実施となります。なお個別にヒアリングを受け、行うものについては、具体的かつ合理的な理由がない件については、特に対応を行うつもりは、現在のところはありませんのでその旨ご承知おきください。

5 点目としまして対応方針の再検討が必要なものについては、以降の委員会で

再協議し、最終的な対応方針を取りまとめます。なお本日の委員会及びパブコメにおいて、特段の意見がなかったものについては、令和8年2月以降、試験操業などの対応を順次進めて参ります。また、漁業種類ごとの対応方針の再検討が必要なものについては、委員会との協議が整い次第、試験操業の対応を進めます。

最後に今後のスケジュールについては記載の通りです。これからですね、今回基本方針の案についてご協議いただいた後、小路口の方から漁業種類ごとに内容や対応方針、考え方を説明いたしますので、ご協議のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。説明は以上です。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がありました。まずは、今後の対応策という方針といたしまして、基本的な考え方についてでございましたが、委員の皆様方からここでご意見ご質問等があればどうぞ。ないですね。

ありますか。

○野村委員

はい。ちょっとお聞きしたいんですけど、このAISを常時作動してたら、何か痕跡とか残るんですか。大丈夫。

○事務局次長

はい。このAISは簡易型のAISになっておりまして値段としては、15万から20万ちょっとするっていう話は聞いております。AIS作動させますと、我々も含めてAISを積んでる船は、その船舶の位置がわかります。そして、その船がどちら方向に向かっているかということもわかりますし、今委員がご説明あったような航跡についても、電波を受信してる範囲においては残るという形になります。

○野村委員

これ、AISをつけた船をどこが管理するんですか。

○阿久根議長

はい事務局。

○事務局次長

はい。我々がですね、いつ、ついてる、ついてないっていうのを随時確認するっていうよりかは、確認しようと思えばそこその情報がえられるということに

なります。

○野村委員

はい。自分らでも AIS ついてるんだけど、AIS がついてる船同士のやつはわかるけど。鹿児島県からは、わかんないんじゃないかなと。

○事務局次長

はい。I／S の情報というのは、実はそのインターネット上にですね、そういうサイトがございまして、各船がどこにいるかとか世界中の情報っていうのが確認できるなっています。

○野村委員

わかりました。ありがとうございます。

○阿久根委員

これは、私が、これはもう試験操業をする船は強制的に 20 万円相当の AIS をつけなければ、試験操業を認めないとということでいいですか。

○事務局次長

はい。事務局は認識としては委員のおっしゃる通りになります。

実際ですね、今そのリース線についても AIS っていうのはついてますし、そういったことで言いますと、比較的多いっていう状況なんんですけど、今回試験操業を申請するっていうことになれば、そこは必須の条件としたいと考えております。

(暫時休憩)

○阿久根議長

暫時休憩、ありがとうございました。
では次に委員の皆さんも、ある程度方向性はと思いますので足早に。でも反対する人はいなかつたので、はい、どうぞ。

○事務局（小路口技術主査）

はい。調整係の小路口です。

引き続いて漁業種類ごとの考え方をご説明したいと思います。1つ1つ、漁業種類ごとにご説明をして、質疑応答とご意見いただくという形にさせていただきたいと思います。

まず、中型まき網漁業です3ページの上ですね。

要望内容としては、過去設置した大型魚礁における操業禁止区域の見直しということで、現行の中型まき網漁業の許可の条件の中には、平成8年以降に設置した魚礁については、操業が可能というふうな規定ぶりになっておりまして、それ以前、平成7年以前の設置された魚礁については、操業できないというような条件になってございます。

要望があった背景、理由としましては、魚礁を設置か経年劣化が古い魚礁ですので進んでいるということで中心位置の確認が難しいと。設置位置に予想があるのかどうか、終わる魚探の情報を持ってもはっきりせず、曖昧になっているという背景があるということで対応方針としましては、資源管理つまりTAC業種、漁獲の多くを占めるということで、条件を変更して禁止区域を解除するという方針で考えております。

考え方としましては、そもそも平成8年以降の魚礁はですね、事業計画の便益算定の中にまき網漁業の宮崎金額が用いられておりまして、利用を前提とした、想定した計画となっているという理由から操業が可能となっております。で、平成7年以前設置の魚礁は、当時この便益算定の中に、まき網漁業が入っていないということでしたので、すべてもう耐用年数を経過しており、30年経過しておりますので、制限を行う理由がないという考え方のもとで、衛生条件を変更するという考え方となっております説明は以上です。

○阿久根議長

はい。今の説明に、ご意見ご質問ございますか。

こういう方針でいきますと、あとはパブリックコメントですよ、広く周知し、いろんな意見があると思いますが、それを的確に県が、精査したものを委員会で、もう1回見直すと。いろんな意見であると思いますが、根拠のないものについては、もう県庁もちゃんとふるいにかけると思いますので、ぜひ皆様におかれましてはですね、前向きに、組合長さんたちも進めてください。

○篤委員

はい。これ、すいません。確認ですけども許可条件の中で、いわゆる平成7年というところで線引きをする。そして、例えば翌年次の土地となっていくと、平成8年と平成9年になるんですけど、いわゆる耐用年数30年経過した魚礁は、境界条件の中から全部削除していくことなんでしょうか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。許可の条件の許可証には実は、平成8年以降を設置した魚礁のリストがついております。なので、この別表は、操業できますよっていうような、今規定ぶりになってるんですよね。なので、条件の変更としましては、そもそも、その別表は、操業できますよとそういう条件をですね、削除するという手続きにならうかと思います。答えになってますか。

○篤委員

はい。わかりました。ここはもう、ほぼ全部理由もついてクリアされてますので、どんどん進めてもらえばと思います。

○阿久根委員

じゃあ今の説明で、ないようでしたら、県としましては、どんどん前向きに進めてください。はい次。

○事務局（小路口技術主査）

はい。続きまして3ページの下、小型まき網漁業についてです。
要望については、もともと要望の内容は、許可の取扱方針の見直しということで、背景としては2層巻きから1層巻きに変更したいというものでございました。
これ、鹿児島湾内で営まれている巻き網漁業です。理由としては2層巻きで、マークというのがですね、右側にちょっと簡単な図をつけておりますけども、当然船が多くなりますので乗組員の方々も多くいらっしゃると。それをスリム化して、経費節減に取り組みたいという内容でございました。
対応方針としましては、これは1層巻きの新規許可を行うというふうにしたいと思っております。
これは、現地確認を行いまして、そもそも操業形態がもうすでに1層巻きの許可があるんですけども、それと同一ということを確認したため、新規許可を行うと。ということとしたいと思っておりますので、取扱方針の変更も不要ということをございます。以上です。

○阿久根議長

これにつきまして、ないですね。それで、この小型まき網利用についても、精一杯努力して、改善していくようにします。続きまして小型機船底びき網漁業です。

○事務局（小路口技術主査）

はい。小型機船底びき網漁業。これは、カコ鮓のたえびをとる漁業です。右側に簡単な絵もつけております。要望の内容としましては、操業区域の拡大ということで、下鮓西側の区域の拡大ということで、ちょっと図がちっちゃいんですけども、ピンク色ですね。ずっと三角形のところを拡大して欲しいという要望です。

そもそも、現行の操業区域はですね、水深 300 メーターを基準とした操業区域としてございます。で、こここの部分がですね、もともと 300 メーターある区域なんんですけども、守れているということで見直して欲しいという背景でございます。

対応の方針としましては、区域拡大を認めて変更の許可を行うということで、これはもうすでにですね、平成 30 年にですね、もうすでに調整が図られていた案件でして、改めて現時点の関係者にも確認をしたところ了解終えられていると、ということでございます。以上です。

○阿久根議長

はい。増本委員。

○増本委員

要望の区域で、西側にせよ、鮓島の西側というのはどこまでが区域になるんですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

ちょっと許可状を確認します。

はい。一応その以西というふうな書きぶりになっておりまして、特に何かしらここまでよという基準は設けられておりません。

○増本委員

どこまでという区域がない。ただ、そういうところも変えていかんと。

○事務局（小路口技術主査）

ただ、一方でですね当然、遠くに行けば、他の県の区域というのもかかりますし、行き過ぎると当然他の国の話にもなってきますので当然、燃料をそんなに使

って遠くに行くというのは現実的にはちょっと考えづらいというところもあるため、現状西側で何か線を引くというのは考えておりません。

○阿久根議長

基本的にですね、いずれにしろ海の中に、できるだけ線は入れることはもうやめようと。人がみんな線を入れて、こっちはいいけどこっちはだめよとか、こっからは、OK、だめっていうのは、もうやめよう。

○増本委員

だから、その西側も問題があつて、今度はもう制限も何もないわけやな。回数は、もうやりたい放題。だから、そういうところがちょっと。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

もともとの現行の許可で西側は、特に制限がない状況です。もちろんその資源管理っていうのは、資源管理協定というところで自主的な資源管理に関係者の方々取り組んでいただいているという前提のもとで、今回の見直しもかけておりますので、どちらかといえば、TAC 業種または資源管理協定で、自主的な資源管理にいっぱい取り組んでいただく。ということで、資源を持続的にですね、利用していただく。という考え方かなと思っております。

○阿久根議長

はい。ちょっと待って、手を挙げてあげてください。増本委員。

○増本委員。

はい。我々の理解じゃね、ちょっと理解に苦しむ。北薩に至ったね、長さはしっかりしてるわけ。

○阿久根議長

そういうところは、また、こういう方針でいくということで、またそういうところは、委員会でお話があるでしょうし、また、パブリックコメントで、そういうご意見があれば、またそこは、調整していくのが調整委員会だと思うので、ここで、詰めた話じゃなくて、この方向でいきたいということで理解してください。いやこれも、そういう方向でいくことにします。

小型基線底曳網漁業（カコ自貝、月日貝）ですね。はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。今、会長からおっしゃられた、小型基線底曳網漁業（カコ自貝、月日貝）ということで今つき被害をとるような、あと、えさもですね、取るような漁業でございます。

こちらの要望内容は、産卵期を踏まえた禁漁期を検討して欲しいということと操業区域を縮小して欲しいということでございます。現状の操業区域はですね、南さつま市の野間岬以西の線。ごめんなさい。以西の線から以北の鹿児島県海域というふうに、こちら広い操業区域となっております。

背景、理由としましては記載の通り、つき被害のPR効果で、しっかり資源管理に取り組んでいるということで、商品価値を上げていきましょうというものであったり、海洋環境も変化していますので、資源管理にしっかり取り組むべきだということであったり、あとしっかりとその単価を維持しながら、資材高騰ね高騰に対応したような創業スタイルに変えるべきだという背景でございます。

こちら対応方針としましては、資源管理に資する要望であるため、自主的な資源管理措置である資源管理協定の締結に向けて議論を促してはどうかというふうに考えております。そもそも資源管理協定自体も業法に基づくものですので、これをしっかり取り組んでいただくということで、県の方もですね、従来から業者会を設置しては、どうかというふうなことをですね、関係者には投げかけをしております。

なのでまずは、そういう関係の方々のですね、議論や取り組みをですね、踏まえて、みんながですね、取り組めるような協定の締結をですね、進めるよう促していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○阿久根議長

これにつきまして、何かありますか。

はい。大久保委員。

○大久保委員

市来の大久保です。私もあのことなんですかフォワダー規制のべき月日の量をやってる当事者としまして、確かに今の説明ありました通り資源も回復してですね、ある程度安定した水あげも行われている。その漁協、それとこの対象の漁業者で、それぞれ違うと思うんですけど、実際、うちではなくて、江口漁協におきましては、さっきから言う、ちりめんの不良、この漁師がですね、今許可を

いただけるのは、この月日だけなんですね。他の網を、月日とあとトローリングですかね会長。もう、この2つだけでそれでどうにか、この不良続きのちりめんの方のですね、他の漁業用としてもない、余裕の割合の中心という形で、取り組んでいらっしゃいますし、今県の方から説明ありましたように、当事者に集まっていた大いに協議会をまた作っていただきたいですね、そこでいろんな思いをですね、皆さんにお話していただくことが非常に大事だと思いますので、またその辺よろしくお願ひします。

○阿久根議長

他にありますか。私が一言、私も当事者です。
公海上で操業することが多い漁業でもありますし、皆さんご存じの通り、吹上浜は、こう反円に、丸くへこんでいるんですが、地図上よりもですね、明らかにこう、実際の方が湾曲して、グリーと回って見えますよね。
私のところから、沖を見ると、沖なんですが、羽島の花が見えます。
野間池を見て、羽島から野間池を見ると、一番へこんでるところは、どこにあるのかといくらいへこんでいます。そのぐらい弯曲してる中で、みんなの沖を見ると、結ぶ線状になるんですね、最後は点になるんですから。
だから、航海上で今、普通にみんなでやってるんですが、やっぱり、共同漁業権は同意がないとひけませんが、航海上でやるものについて県が委員会が、許可を制限条件を勝手につけることは難しいので、協議会なるものを話し合わして、落としどころがあればですね、いいんじゃないかと。でも、貝類たちの場合は、爆発的に増えて、ある日突然なくなる。いなくなる。採り過ぎたからじゃなくて、関係ないですもんね。それがデータもないものは、資源を守るものは、もうデータがないもの。データもね根拠のない資源管理は、さっきと一緒で、難しいんじゃないかと思いますが、漁業者間の感情論であれば、漁業者同士で話し合うが一番じゃないかと思います。以上です。

では、月日貝については、他にありませんね。では、そういたします。

では、北薩八代海のごち網漁業についてです。

○事務局（小路口技術主査）

はい。こちらから、ごち網漁業のパートとなります。まず、ごち網漁業の八代海についてです。5ページ、1枚紙になってます。

まず要望の内容としましては、5つございまして、操業区域を拡大して欲しい。これ、右側に図が書いていますけども、今の現状、基点1と規定2からや八代海の中川という形ですけども、それを、黒ノ瀬戸大橋以北にして欲しいという要望です。引き綱6長ですね、その長さを長くして欲しいと。現状は500メートル。

3つ目としましてめあいを10節半に小さくして欲しい。グランドロープが使用できるようにして欲しい。夜明け前の操業ができるようにして欲しいという要望でございました。

背景、理由としましては、現状水深が深い場所もあるので、今の引き綱の長さでは操業が難しいと。今後もごち網漁業工夫でしっかり生計を立てていきたいという要望の内容でございました。

こちらに対しての対応方針今度は下側ですけども(1)から(3)は、検討を継続というふうにしたいと考えております。

(4)グランドロープが使用できるようにして欲しいは、もう変更しない。対応はしないという考え方にしてみたいと思っております。

夜明け前の操業に関しては、操業開始を日の出30分前という形で試験操業して、漁獲の状況の変化であったり、他の漁業への影響を確認するという対応方針ではどうかというふうに考えております。

まず考え方ですけども、長島海峡、非常に狭い海域でして、他の漁業の利用も多い海域ですので、しっかりここは丁寧に確認した上で、さらに試験操業をして、確認をする必要があるという考え方です。

あと、もともとごち網漁業5トン未満という制限がありますので最限のロープでなく、最限なくロープを搭載することはできないため、漁業者の操業スタイルに合わせた、効率的な操業体制の整備は必要だというふうに考えております。

なので、ロープ長については、800メーターを上限として県下で統一する。検討が必要ではないかというふうに考えてございます。

めあいのお話もありました。ただ、めあいの縮小は、ちょっと資源管理の観点から、ちょっと難しいんじゃないかなと。関係者の理解もちょっと難しいのではないかというふうには考えております。なので、それを踏まえてちょっともう少し検討を継続する必要があるというふうに考えております。

グランドロープについては、そもそももう底びき網漁業になりますので、ごち網漁業としてはその使用を認められないというものです。

日の出前に関しては、特に北薩の八代海側のところはですね、関東方面への出荷時間があったり、流通面の制約があると。鹿児島空港に口頭荷物が到着する時間というのが限られ、決まってますので、冬場の操業時間っていうのがですね、夜明け前となると、なかなか確保できないという、そういう事情があるということで試験操業で対応してはどうかというふうに考えてございます。

以上です。

○阿久根議長

委員の皆様方からご意見ございますか。

私から 1 つ、せっかくこう開放するのに、このロープですが、5 トン未満ということであっていう言葉なんですが、要素速度法が変わつ変わりましたよね。漁船の速度法が変わったのは、もう皆さんご存じだと思います 2 回の速度法の改定により、今の 5 トン未満の船は、うちの船で 16 メーター全長 16 メーター 60 です。昔の 5 トン未満は、ヤマハの 45 尺が、私が前持つてたのが、13 メーター 60 が最大でした。同じ 5 トン未満でも近年、将来は、16 メーター。昔の 6.6 トンの船が 15 トン未満となっております。しかも何を言いたいかというと、せっかく沖出しとか、こういう話が出てきた中で、私がこちらの当事者として前回の委員会でも言いましたように、ロープを長くすれば、ひくんじゃないかという懸念が昔はあってロープ長にこだわりがありました。でも前言ったように、ごち網はひいたら入りません。もともとえそどりは、ひくけど、まだいどりは、ロープに答えさせたら絶対はいりません。私が一番とる人だから知っています。

だから、何を言いたいかですが、後程、次から次へと沖合を認めるようなことが出てきますが、水深 80 メーター 90 メーターで、800 メートルのせっかく場所を作ったのに、野間岬から沖は早いところでしょうが、川内沖も早いです。1 ロットなんてざらです。潮流系で、その中でせっかく広がったけど、法律が悪く、せっかく見つけた魚を回収できず、何回も何回も繰り返すことによって、操業をやることによって、経費はかかる。ましてや、漁獲を上げる。一、二回で取れるもんを何回もあっちもこっちもやって、ある程度取ると、漁場の荒廃にも繋がるので、せっかく 810 だったら、片方に 400 ですよね。

片方 500、北薩からここに 500 の要望が出てるから、500 以上認める。500 だったら今は誰もみんな軽くつけますから。過去、せっかく試験操業すとなら 800 で切らずに、違反がないように改定するのに、もしかしたら、沖合が 800 で入らんから、あと 200 メーター足そうかとしたら、せっかくの改定が何もならないから、船に合わせて、漁場に応じて 500 以内なんだから、500 みんな使うわけじゃないんだから、ほぼその人の船とか目的の漁場で調整するんだから、500 以内としたほうが私は、将来的には、あん時、もっとしっかりしとけばよかったですってならないようにしとったほうがいい。委員の皆さん、と思うんですが、いかがですか。大きいものちっさくできるが、小さいものは違反操業になりますからね。いいですか。委員の皆様どうですか。異議ないですか。

○阿久根議長

はい。事務局。

○事務局次長

はい。今、阿久根会長の方からロープ長についてのご意見がありました。

我々事務局でもですねこのロープ長について非常に議論をしました。

なんですが、ごち網の今回、後から説明させていただきますけど、北薩海域においても西薩海域においても操業区域を広げたりとか、あと禁漁期、これを解除するという形での試験操業を考えています。そういう中で、すべての要望に、ロープ長についても制限を大きくするっていう形になると、いろんな反発っていうところも懸念されるというところがあってですね、今回、ロープ長については、引き続きのけ経営検討を継続するということで、整理させていただきました。

今回、委員会の意見として、そのような話があるのであれば、それは意見として聞きますけど、あわせてパブコメを行いますので、その辺の意見も踏まえた上で、また改めて検討させていただきたいと思います。

○阿久根議長

はい。これ、広げる方向にパブコメで、コメントする人はあんまりいないと思うんですね。多分反対意見があれば反対意見だと思うんですけど。要望してる側は、さらにこうこうじゃなくて、私が委員がここで認めたのは、せっかくここに数字を広げるんで、長くする、広げるんであれば、現実有効な手段をとってやらないと、後から知つたら、もう1回数字を入れたら、またもう1回やり直すと言うから、せっかくなら、反対は500メートルで反対し、800じゃない400メーターでやってやらないのかと。要約だったら文句を言わないの。だってあるじゃないのって。予約400で文句言う人は500でも400でも無理したら400でもいいんだから、せっかくこれを出すのであれば、500で出したらどうですかって。後々また、あの時ねって。当然反対するならば500も400万反対されるわけだから。

○事務局次長

はい。今のご意見も含め今後出る意見も含めてですね、それを踏まえた形で我々としては、今回の委員会の意見として受けとめさせていただきたいと思います。

○大久保委員

はい。会長の方もご存じの通り、先ほどから出る西薩地区のですね、沖出し、10年前ももうかなりいろんな協議しましたよね。この中でやっぱりこのロープの長さも、話で申し合わせ事項ということで決めたことですので、過去これから10年ですね。そんな大きな問題もトラブルもなくきてますので、今県の方から説明ありましたように、丁寧なや説明をちゃんとしてですね。本当にわかっているだけの形をとっていただきたいと。もう10年前の県会長もよくご存

じの通り当事者ですので。それで、600 メートルということで、一応落としどころがそうなってますので、そういう形で、また、県の方も先ほど説明ありましたように、そのような丁寧な説明で、今後進めていただきたいと思います。

○阿久根議長

やっぱそこは、こういう、共通した理由としては、せっかくだったらもう 500。推すということは耳に入ったと思うので、そういう形に絶対しなければならないわけでもないけど、こういう意見で、委員会は全員異議がなかつたと。500 という提案が出たということは、せっかく AIS までつけて、強制的につけさすわけだから、その中で管理するんだから、有効的に有効層的に、漁獲を上げる方法を作つてあげないと、せっかく広がつたは、入りが悪い。漁具の制限つけたら何の制限。結局はどつかで制限つけちゃうので、という意味で私は言いました。

はい。以上です。

○大久保委員

はい。いいですか。前回の説明の中でありましたようにこのまま、夏場の 8 月から 10 月の 10 時ですね。時間制限。沖合のですね、それは県の方々もきていただいて、もうかなりいろんな協議をして、納得していただきましたので、今回もですねこの沖に関しても、全然、対象になる漁業者。一番は、はえ縄の人なんかですね、そういうしてますので、その方なんかもにもですね、やっぱり説明して納得していただくような形ですね、していただければと思います。

実際そこで操業してる方もいらっしゃるかもしれないですが。

○阿久根議長

いや、今の個々には説明するんじゃなくてパブリックコメントですんで。

○事務局次長

はい。今の大久保委員のご説明については先ほど基本的な考え方のところで、ご説明申し上げた通りですね、パブリックコメントで全ての皆様から意見を受け付けるということはいたします。なんんですけど、その意見に対してすべて我々が説明するということはいたしません。ということを先ほど申し上げました、具体的に合理的な理由があればそれを付して、意見を出していただきたいと。それに対しては真摯に対応いたしますということで、ただ、利用してるから反対ですか、ということについては、それはもう、ただの意見になってしまいますので、そこは少しご検討いただいて意見を出していただければなと考えております。

○大久保委員

わかりました。ありがとうございます。

○阿久根議長

報告分野のデータも実際、持っていますよと言うけど、意見は認めてますから。
はい、野村委員。

○野村委員

ちょっと話は変わるんですけどこれちょっと勉強不足でよくわかんないんですけど、このグランドロープってどういうロープなんですか。
ちょっと教えて欲しいです。

○阿久根議長

グランドロープとは、以西底引き網の岩方が、岩じゃなくて、ワイヤーとか、
そういうのをロープで巻いて、いわゆるトロール漁業が使うものですね。
それ、もともと禁止されています。だからもう、おもりのところだから、岩じゃな
くて。もう、岩になるようなものをロープでまいて、重いやつをあし方につけて
それを引くと。たかえびとりは、それやな。おもりが岩じゃなくて、鉛じゃなく
て、ロープ自体を重さにする。そして、そこを滑らすという、

○大久保委員

わかりましたありがとうございます。

○阿久根議長

はい。これはもうこれでいいですね。続きまして、関連しますので、時間が押
してきましたので、ごち網は一緒にやってください。

○事務局（小路口技術主査）

はい。わかりました。6ページをお開きくださいごち網漁業のまず北薩会議と
いう上をご覧ください。

要望の内容は、現在の禁漁期間である1月から3月を見直して他の地域同様執
念として欲しい。

操業区域を拡大して欲しいということで左のア、イですね。

漁協ごとに操業区域異なりますので、アとイのような、操業区域を拡大して欲
しい。3つ目が、引き綱を長くして欲しいという要望でございます。背景理由は、
先ほどの八代海の背景と同様でございます。

対応方針としまして(1)と(2)の図。つまり禁漁期間と、この薩摩川内市沖の操業区域に関しては試験操業によって操業や漁獲状況の変化、作業への影響を確認すると(2)の図。これは北薩地域ですね、操業区域ですけども、これちょっと沿岸側に非常に寄ってきてですね、ちょっと共同漁業権にかさなりますので、検討を継続というふうにしてございます。禁漁期に関しては省察会議の他の会議では定めがないということで同様の取り扱いとすると、今ちょっとと言いましたけども沿岸方向への区域拡大は、ちょっとそこの地域ですね、共同漁業権の漁業者の方々へ、丁寧に確認をする必要があるということで、さらに試験操業も、その上でさらに要るだろうということで検討を継続するというふうにしてございます。(3)ロープ長に関しては八代海と同様の考え方です。

続きまして西薩海区です下をご覧ください。要望の内容は、沖合操業の部分的な拡大ということで、この黄色いマーカーを引いたところですね、一部です。もう多くはですね、現在も沖合のいりあい海域ということで操業が可能なんですが、より沖合のところを部分的に拡大して欲しいという要望です。ギョガン2,000メーター以内の操業禁止。これは共同漁業権内ですね2,000メーター以内がですね、現状の操業ができない区域なんですが、ここを撤廃して欲しい。久多島周辺のところもですね操業禁止となってるんですけども、沖側つまり西側をですね、解除して欲しいという要望でございました。

背景と理由としましては、基本的には北薩八代海と同じような背景のもとで、沿岸側の操業をしたいという要望に関しては、これは吹上地域なんですけども、これ、河川口ですので潮の干満で出入港時間が制限されるということで、岸川ですね、操業をしないと、そもそも沖までですね出漁できないと。こういう状況で要望が出されております。対応方針としましては、過去ですね川薩海域、沖出しをしてますので、各漁協ごとに操業区域が異なります。非常にですね、この操業区域、複雑化しておりますので、しっかりとそこを関係者ですね、共通の認識のもと操業できるように整理して、沖合を含めて試験操業で状況を確認するという方向にしたいと考えております。

岸川、ぎょがん2,000メーター以内については、しっかりと、まず自分のですね漁協の中で十分に調整を行っていただいた上で試験操業を実施すると。久多島に関しては、ちょっとですねもともと久多島周辺ですね、好漁場というところで、そこは操業禁止というふうな形になってますので、ここはもう少し、意見をですね、関係の方々は聞かないといけないかなということで検討を継続するという考え方しております。

総じてですね、試験操業で確認する必要があるということでございます。
説明以上です。

○阿久根議長

はい。これについても先ほどもいろいろ話が出ましたので、ごち網は、全て要望が出ております。前回入れております。ロープについては、統一したほうがいいんじゃないかなと。先ほど言った通り、効率よく取った方が魚にもアピールでもないし、早く帰って水あげした方がいいんじゃないかなと思っておりますので県庁も頑張ってください。

続きまして基線船曳網漁業。意見はないですか。ないですね。はい、どうぞ。

○事務局（小路口技術主査）

はい、基線船曳網漁業についてです。

こちらはですね、要望としましては、まず獅子島沖合の公開操業ということで左の八代会の操業区域の拡大の要望ということです。

もう 1 つがその右側、川内川より北 1 万メーターということで、黄色い部分の操業区域を拡大して欲しいというものです。

もう 1 つは、バッヂ網漁業全部そうなんですけども馬力制限を見直して欲しいというものです。

背景と理由としましては、現状先ほどお話も少し出ましたけどもチリメン漁業が非常に厳しいという状況の中で総区域を広げて、操業機会をしっかりと確保したいという要望です。あともう 1 つ、馬力の話は、60 馬力のエンジンがもう生産中止になってますので、直近の近い 90 馬力にして欲しいというものです。

対応の方針としましてはまず、そもそも獅子島沖合の話はですね、八代海での沖合での操業の話はこれ熊本県とのですね、お話にもなりますのでこれまで海区委員の方にはですね報告をさせていただいてますけども、すでに試験操業を実施しているという状況です。

川内川より北の操業区域に関しては、状況をもう少し確認する必要があるということで、こちらは検討を継続するというふうにしてございます。

馬力制限括（3）の馬力制限に関しては、現実的にもう 60 馬力がないということですので、90 馬力に取扱方針を改正するというふうな形とさせていただきたいと思います。あ、ごめんなさい。これは改正して、撤廃するという考え方です。

最後、下 4 番の考え方ですけども。まず操業区域の拡大に関しては、しっかりと周辺漁業者への影響を丁寧に確認した上で、試験操業が必要という考え方です。馬力制限に関しては、先ほど村田の方から説明ありましたけどもバッヂ網漁業トン数と馬力 2 つ制限がありますので、船の規模以上の式エンジンってのは搭載できないので、こちらはまず撤廃というふうにしたいと考えております。

以上です。

○阿久根議長

はい。基線船曳網漁業につきまして、皆さんご存じの通り、熊本県との、今ちよつと調整中のところでもございますが、この要望に何かご意見ご質問ございますか。ないですね。はい、ないということで、頑張ってください。
補足は、いいですか。はいどうぞ。

○大久保委員

補足説明です。北薩の状況なんですけど。こちら、西薩の方はですね、馬力が50なんですよ。50馬力の制限があつてそして、私なんかも、1月にボーリングしたのですが、部品もないんですよね。だからそれを注文すると何ヶ月もかかるということで、漁期が短いのにその時に利用ができないという状況が、もう実際発生してますので、その辺もご理解ください。以上です。

○阿久根議長

はい。事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。一応取扱方針自体は規制船曳網漁業一本で規定しておりますので、この馬力制限に関しては西薩も、もちろん志布志湾の方も一律で撤廃というふうな考えてます。

○阿久根議長

1つ志布志湾は、2級船を認めてなんだが、そういうことは考えてないの。2級船を認めるという考えはない。

○事務局（小路口技術主査）

はい。一応ですね現状を志布志漁協、東串良漁協に業者さんはいますけども、一応今回の要望調査の中では、要望の方は出てきていないという状況です。

○阿久根議長

わかりました。共通して、西薩も北薩も2級船ですのでエンジンは、統一して60まで認めるということです。新規可用性、生体力のある方はできるんじやないですかね。

指揮網漁業とすくい網漁業についてですね。はい。

○事務局（小路口技術主査）

指揮網漁業とすくい網漁業も合わせて説明をさせていただきたいと思います。まず 7 ページの下、敷網漁業棒受け網漁業ですが、要望の内容としましては 2 点、操業区域を拡大して欲しい。トン数制限を撤廃して欲しいという 2 点です。

背景、理由に関しましては、いわし類ですね。先ほど来お話出てますけども、漁場も変化取れるいわし類も変化しているという状況がまず 1 つ。あと、いわし類 3 種ですね。もう TAC 管理の方に入ってますので、トン数規制を撤廃して安全にですね、操業できるような形にして欲しいという内容です。

なので、対応方針としましては、操業区域の拡大に関しましては、試験操業で状況を確認すると。トン数制限に関しては、もう TAC 管理に入ってますので撤廃というふうに考えております。7 ページは以上でございます。

今度は、8 ページの上をご覧ください。すくい網漁業についてです。ぼうき網漁業の方々がですね、あわせてすくい網漁業を営んでるケースというのが非常に多いです。

まず要望の内容としましては、すくい網漁業とぼうき網漁業の許可を統一、こちらの操業区域を 2 つの漁業種類と同じにして欲しいという内容です。

あわせてですね、なので操業区域に関しては、ぼうき網漁業と同様、野間岬灯台から高島岬以北ということにしつつ、ただ、資源管理もしっかりとしないといけないということでキビナゴの保護区の設定であったり、きびなごを漁獲しない見合いにすると、漁期も設定するというような付随した要望というのも出ております。合わせてこちらもぼうき網漁業同様、すくい網漁業もですね、漁獲の主体はいわし類ですので、総トン数を撤廃して欲しいという要望でございます。

なので、対応方針と考え方については、ぼうき網漁業と同様で、試験操業で確認をすると。一方ですくい網漁業に関してや、目合いであります。漁期も含めてちょっと検討を進めていく。ということと、あとトン数制限については、ぼうき網漁業同様撤廃という方向ではどうかというふうに考えております。

以上です。

○阿久根議長

はい。ただいまの説明に、ご質問ありませんか。ありませんね。ではそのように進めます。いいですか。

はい。すごく広く広がったのでよかったです。次は、かじき流し網漁業、さし網漁業です。全部行って。

○事務局（小路口技術主査）

はい。わかりました。

8 ページの下、かじき流し網漁業、さし網漁業についてです。

要望の内容としては、甑島西側での操業ということで理由としましては、かじき流しの業者の方々が減少していると。あと、燃油資材が高騰していて操業時間を効率化させたいという要望です。そもそもですね、現在の許可において明確な制限というのがなくてですね、地元漁協が承認した共同漁業権区域及びその地先海域というふうに取扱方針も、規定されていますので、現在の許可の中でも特に制限があるわけではないので、許可証自体をわかりやすい表現にすると。いうふうな対応で考えております。

続いて 9 ページの上をご覧ください。まだい、いさき流し網漁業についてです。これはですね、許可、変更内容を変更したいというよりは、まだい、いさき流し網漁業の許可を新たに受けたいという要望です。

こちら、きびなご流し網漁業において、まだいであったり、いさきが集まってきびなごを散らしているという現状があると。まだい、いさきを取りながら漁獲しつつ、きびなごをですね、操業することで、収益向上を図っていきたいという要望です。

対応方針としましては、まだいに関しては、もう TAC 管理に入っているということで、共同漁業権の中であれば試験操業で、状況を確認してはどうかという内容となっております。甑島漁業においてはですねもうすでに、この許可が出ておりまして、現状の許可は共同漁業権の区域のみ。となっていますので、同様の取り扱いとしては、どうかという内容でございます。

続きまして、さわら流し網漁業 9 ページの下でございます。こちら志布志湾からの要望でございまして、志布志湾での禁漁期間。5 月から 9 月、操業できないんですけどもそれを周年として欲しいということで、漁業従事されている方々がですね、高齢化であったり、新しい担い手というのも非常に少ないという状況で、特にさわらがですね、取れる時期が非常に近年変化していると、夏場も取れたりですね、非常に変化しているので、しっかり漁獲をしていきたいという要望です。現状ですね、周辺の漁協の方に聞き取りをしたんですけども、小型底引き網漁業であったり、定置網漁業に特段の支障はないというふうに聞いているんですけども、しっかり丁寧に確認をする必要があるので、こちらも試験操業で影響確認するという対応としてはどうかというふうに考えております。

最後 10 ページの上です。こちらは、たて網漁業固定式さし網漁業についてです。ヒラメ及び雑魚たて網漁業です。こちらの要望の内容としましては、網目、めあいを今、五寸というふうな規定になってるんですけどもこれを解除して撤廃して欲しいということで、その理由が、近年、いしだいが増えてきているということでこれを効率的に漁獲したいという要望です。これに関しては、そもそも、たて網漁業の範疇ですので、このたて網漁業の許可を申請するように指導するというふうにしたいと考えております。なので、考え方は特にない。という

ことです。説明以上になります。

○阿久根議長

以上、さし網漁業につきまして、まだい、さわら、ひらめ、かじき流し網と。説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんね。

はい。いいですか。はい。どうぞ、大久保委員。

○大久保委員

かじき流し網漁業、甑の西側、厳密にいえば違反操業じゃないっていうふうに認識していく、他の甑以外の方が操業される。

○阿久根議長

はい。事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。現状ですね、何かその甑西側で操業してはだめだという制限ではないと。許可の、操業区域自体もですね、共同漁業権区域及びその地先海域というような表現になってるんで、どこまでが地先なのかという議論になるので、そこは、甑西側も、一応区域に入っているよというように表現を改めるというような形にしたいと思ってます。

○大久保委員。

はい。会長よく知っているように、15年ぐらい前でしたっけ。1回取締があつてですね西側が。だからみんなあれから、行かなくなつたんですね。そういう例だと思うんで、その辺をちょっと明確化していただきたいと。

○阿久根議長

いちき串木野市、その沖合となってますから、その沖合はどこまで動けないかということで、わざとざっくり許可証がなってますから。20年前のことは忘れて。新しく決めるんですから、その時のことは、おいてください。はい。じゃあ、もうこの件につきましてさし網漁業すべてで、このように取り扱うこととしていいですね。

○委員

はい。

○阿久根議長

総括して、今日、第4号議案で出した。全てにおいて、現状が、パブリックコメントを含めて、将来的に許可することとするということで進めてよろしいですか。はい、じゃあそのように県庁は進めてください。

時間も押しておりますので、議題6かな。

議題6まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてです。説明をお願いします。

○事務局（保科技術主査）

はい。漁業管理係の保科です。資料6に基づいて説明いたします。まいわしの漁獲可能量が増えました。という内容の報告です。まず、変更理由としましては、まいわし豊漁に基づいて本県漁業権の量が逼迫したので、石川県さんに融通のお願いをしたところです。

その結果、変更内容の(1)にある通り、5,000トン融通をいただきまして、本県の漁獲可能量が1万5000頭となりました。

こちらの配分方法については、中段の表にあります通り、当初配分の比率、まき網で86.1%、その他漁業で13.9%。これらをかけまして、一番下の表ですね、変更後にあります通り合計が1万5,000管理区分ごとに言いますとまき網が7,700から1万1,600に。その他漁業が現行水準でありますが、1,300から1,900に目安数量が変わりました。

県留保額もそれに合わせまして、1,000トンから1,500トンになったというところです。なお、現在の漁獲量については、1月19日時点の速報値で約8,000トンとなっておりまして、12月までの、この管理年度における超過とか、最後停止ってのはないんじゃないかななど見込んでいるところです。

以上で終わります。

○阿久根議長

はい。この件につきましては以上の通り、他県から融通していただき、変更するということになったということでおよろしいですね。

○委員

はい。

○阿久根議長

職員もロビー外交ではありませんが、他県の方々とよく交流、会議があるたびに交流して、できるだけ鹿児島県の漁業が飛ばないようないように事務局長以下職員全員頑張っておりますので、委員の皆様方も、そういう面で、TACについて

ては、本当に厳しいご意見も共通してありますが、職員は頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議題はこれまでですが、その他ですかね。報告事項は、本日の付議事項は以上となります、委員の皆様方から何かありますか。ありませんね。

○委員

はい。

○阿久根議長

特にないということで、事務局何か、その他ありますか。

○事務局（小路口技術主査）

はい。事務局、ちょっとばかり小路口です。

資料、1枚個紙をつけてると思うんですけども、江口漁協及び吹上町漁協の共同漁業権内におけるごち網漁業の、いりあい操業についてということで、こちらの議題としては、その他なんんですけども、報告というふうにさせていただきます。

まず、背景としましては、令和7年11月7日付で江口漁協と吹上町漁協からですね、両漁協の、ごち網漁業における操業区域で、双方の共同漁業権内、ただし、先ほどちょっとご説明しましたけども、今日は2000メーター以外ですね、範囲の中でいりあい操業にして欲しい。という要望書の提出がございました。

この要望はですね、両漁協で協力、相互に協力して水揚げ量の減少、原油高騰の厳しい状況の中、漁業経営であったり、業者の方の経営の一助にしたいという内容でございます。

こちらの対応については、共同漁業権内の操業区域の変更であり、両漁協で調整が整っていると。双方の漁協漁業者の経営安定に資すること、ということで要望の通り操業区域を変更するという対応とする方向です。

ただ、この両漁協のですね、すべてのごち網漁業者の操業区域を変更をいたします。すでに合意が図られているということで、またもうこちらの漁業の許可の条件の中で、漁業権者の同意書の形態義務というのがありますので、漁場の総合利用、漁業調整上支障はないというふうに考えております。

具体的な手続きの方法については、規則第16条変更の許可で対応というふうに考えております。後ろにですね、操業区域のイメージ図があります。

色をつけてるところが、今回操業区域として、加えるというものです。報告でございます。以上です。

○阿久根議長

はい。報告も、ごち網に限っちゃうやつです。

皆さんご存じの通り吹上町漁協のことはもうわかってると思いますので、そういう方向でいくと。江口にとっては共同漁業権がごち網、両者広がると。実際、ごち網無業者でですね、笠沙が1人。加世田が1人、私。吹上が許可もありますが実質1人。1人、1人、1人です。市来も1人です。でももう80近いわけだろ。70だけが1人ですよ。後は、江口に何人かいます。だから、先ほどの三角の黄色部分をやってもほんの何人かなんです。だからもう、最後なんですよね。そういうふうに思ってください。

それでは事務局長どうぞ。ないですか。

はい。それでは、大事な時代を変える会議でしたので、時間5時までかかりましたが、そういう方向で、委員の皆様もご理解いただき、さらなるご理解をいただいて前向きに進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。後程、今日は、年に1回の新人の方々が多いので、少し懇親の話し合いの場を持ちたいと思いますので、事務局から説明してください。

○事務局長

はい。ひとまず、会合ありがとうございました。これで本日の委員会を終了いたします。

— 令和7年11月25日（木）午後5時閉会 —